

## 第7回寝屋川市総合計画審議会議事録

### 1 日時

平成27年10月22日（木）午後3時～4時30分

### 2 場所

市役所議会棟4階 第1委員会室

### 3 出席者

池嶋 聖司、乾 栄嗣、植田 良二、太田 徹、河野 徹也、北川 光昭  
木村 容千、甲野 節男、郡 美博、清水 百合子、住田 利博  
長岡 えり子、中川 芳行、中村 一二三、野々下 重夫、板東 敬治  
平田 一裕、平田 陽子、山下 實、幸 徹

20人（全22人）

《事務局》

8人

### 4 傍聴者

2人

### 5 議事

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）の中間答申（案）の審議  
（施策1から施策20まで）

(会長)

皆さん、こんにちは。

本日は、公私何かと御多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいま委員 22 人のうち、20 人の皆様の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立いたしますので、これより第 7 回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

本日は、前回までに御審議をいただきました後期基本計画試案全 41 施策の中で出されました御意見等につきまして、中間答申作成に向けた意見集約をさせていただきたいと考えております。

まず、審議に入ります前に、今後のスケジュールにつきまして簡単に御説明申し上げます。先ほど申し上げましたように本日と次回の 2 回で、後期基本計画試案の中間答申作成に向けた意見集約を行ってまいります。

なお、中間答申につきましては、当審議会として後期基本計画試案の具体的な修正案を示す形で取りまとめを行ってまいります。その後、取りまとめた中間答申を基に、パブリック・コメント手続を実施し、市民からいただいた御意見やそれに対する市の考え方を基に、当審議会の最終答申を取りまとめてまいりたいと考えております。つきましては、本日と次回におきましては、中間答申作成に向けて当審議会としての意見を取りまとめていくことが目的となっておりますので、その趣旨を十分に御理解いただいた上で御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、案件に入ります前に、本日の進め方について事務局より説明してください。

(事務局)

本日の進め方についてですが、事前に配布させていただいております「寝屋川市総合計画審議会での主な意見などと検討状況（施策 1～施策 20）」及び「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画試案中間答申（施策 1 から施策 20 まで）」を合わせて御覧いただきたいと思います。

まず、資料の見方について御説明いたします。「第五次寝屋川市総合計画

後期基本計画試案中間答申（施策1から施策20まで）」でございますが、修正や追記した部分には下線を引いております。重点取組項目の追加などにつきましては、全体を網掛け等しております。

次に、「寝屋川市総合計画審議会での主な意見などと検討状況（施策1～施策20）」ですが、左から通し番号、中間答申のページ番号、現状と課題や施策の展開などの区分、試案の内容、審議会における意見、それから意見に基づき担当部局等に確認し修正した中間答申に向けた検討結果となっております。どちらも追加、修正など行った部分につきましては、網掛けや下線を記載しております。

また、審議会意見の部分に斜線を引いている箇所があるかと思いますが、こちらにつきましては、審議会の方から意見は出ておりませんでした。担当部局の方で見直しが必要であると判断した部分について記載させていただいております。

また、事前に資料を御確認いただいていること、また、全て説明しますと大幅に時間を要することから、審議会での意見に対する検討結果の説明につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

（会長）

事務局から説明がございましたけども、今の説明そのものに対する御質問はございますか。委員。

（委員）

審議会の意見とありますが、審議の際に発言したと思われる内容について意見の中に含まれていないところもあるかと思いますが、どのように考えればよろしいでしょうか。

（事務局）

意見につきましては、事務局において議事録等を確認しながら取りまとめ

たものとなっております、その取りまとめた意見を担当部局とも確認した上で、検討結果として試案への反映等を行っております。

(会長)

事務局から説明がありましたとおり、会議録等で意見内容の把握はしていただいているとのこと。

それでは、本日と次回の審議会におきましては、中間答申の内容を確定する必要があることから、これまでに各施策ごとにいただきました御意見を取りまとめたものをお示しさせていただいております。各施策における検討結果ごとに御審議いただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、審議に入ります。

まず、通し番号1、後期基本計画試案の施策1「災害に強いまちをつくる」の現状と課題につきまして、ここでも出されました検討結果のとおりとすることによろしいかどうか、御意見いただきたいと思っております。

委員。

(委員)

施策1の審議の際に、施策指標「住宅の耐震化率」のめざそう値について余りにも過大な目標ではないかと指摘させていただきました。そのことについての言及が全くないのですが、いかがですか。

(事務局)

施策指標「住宅の耐震化率」のめざそう値については原案のまま変更がないものとなっております。

(会長)

委員。

(委員)

せめてそのような数値を設定するのであれば、行政として理屈付けをして

いただきたいという要望もさせていただきましたが、それが全くない中で、このめざそう値の設定については、非常に違和感を感じます。これから先も施策指標のめざそう値を含めて検討していく中で、当該数値については、あくまで目指すべき目標であるのか、それとも、実現可能性のある目標として必ずここまでやり切るものなのか、その辺りの説明をしていただきたいとの思いで質問させていただいたのですが、残念ながらそれに対する答えがない中で、達成不可能である数値で良いのか悪いのかの判断ができない。当局もそれは分かっておられると思いますが、その辺りについて、御意見いただきたいと思います。

(事務局)

審議会の中で関係職員から答弁があったかと思いますが、達成が難しいめざそう値ではありますが、国で定める目標値を本市でも採用し、なるべくその目標に向かって推進していくとの思いであり、達成可能な数値よりも、達成を目指すべき数値として設定しているものでございます。

(会長)

委員。ほかの施策では、めざそう値等が変更されているところもありますので、事務局からの説明で御理解いただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。

この通し番号1の検討結果において、これでよろしければ進めさせていただきたいと思いますが。よろしいですね。

では、次にまいります。

通し番号2ですが、当項目は事務局で変更させていただいたということですが、事務局。

(事務局)

この通し番号2は、中間答申3ページ、後期基本計画試案の施策1「災害に強いまちをつくる」の施策の展開の名称及びその本文のところでございますが、地域防災計画と整合を取るため、「緊急輸送路」を「緊急交通路」に

変更するものでございます。

また、本文の2行目についても「緊急輸送路沿道の」を「緊急交通路沿道の」に変更するものです。

(会長)

御意見ございませんか。

では、次にまいります。

通し番号3については、これでよろしいでしょうか。

御異議なければ、そのとおりとさせていただきます。

続きまして、通し番号4については、これでよろしいでしょうか。

御異議なければ、そのとおりとさせていただきます。

続きまして、通し番号5につきましてはどうでしょうか。委員。

(委員)

京阪連続立体交差事業に伴う雨水貯留施設整備は、既に決定事項であるとの理解で良いですか。

(会長)

本日は各所管部局の関係職員が出席しておりませんので、事務局が具体の施策の中身についてお答えできないところも多少出てくるかと思いますがその辺りはお含みいただければと思います。

(事務局)

計画書に記載していることから、確定しているというものと認識しております。

(会長)

委員。

(委員)

仮に確定していなかった場合、「推進」との表現だけ取り上げた上での検討結果の内容は、少し説明不足であると思います。後期基本計画試案に「推進します」との表現は20か所程度出てきますが、「整備を推進します」との表現は、2か所程しか出てこないのので、御検討をお願いします。

(会長)

御指摘の内容は、事務局と調整した上で、整理いたします。

では、ほかになれば、次にまいります。

通し番号6ですが、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしければ、次にまいります。

通し番号7ですが、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

通し番号7ですが、中間答申6ページ、後期基本計画試案の施策2「治水対策を促進する」の市民の役割でございますが、まず、資料の検討結果の表記に、「分ける」とありますが「分かる」の誤りでございます。大変申し訳ございませんが修正をお願いします。

内容については、分かりやすくするため、市民の役割を「雨水の流出抑制」と自らの行動である「自助」とに分け、「雨水貯留タンクの設置など雨水の流出抑制に努めます。」と「止水板の設置や土のうステーションの利用により住宅や事業所を守ることに努めます。」に変更いたします。

(会長)

説明が終わりましたが、よろしいですか。

では、次にまいります。

通し番号8ですが、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次にまいります。

通し番号9ですが、よろしいですか。

次に、施策4「犯罪のないまちづくりを推進する」に入ります。

委員。

(委員)

後期基本計画試案の施策3が飛んでいます。

(会長)

後期基本計画試案の施策3については、検討結果はなかったのかどうか、事務局。

(事務局)

後期基本計画試案の施策3につきましては、検討結果の方がございませんでした。

(会長)

委員。

(委員)

後期基本計画試案の施策3のところで、非常備消防力よりも常備消防力の充実の方が市民生活に直結するので、その辺りの記載をお願いしたいとの意見をされたかと思えます。その時は要望として意見したので、それがどのように受け止められたのか分からないのですが、発言はしたので何もなかったものではないということだけ言っておきます。

(会長)

分かりました。

(事務局)

担当部局から答弁がありましたように、寝屋川市の総合計画において、あくまで常備消防力として枚方寝屋川消防組合の負担金の支出を概要に記載させていただいておりますが、重点取組項目には適さないということとさせていただいているところでございます。

(会長)

よろしいですか。

では、次にまいります。

施策4「犯罪のないまちづくりを推進する」、通し番号10、よろしいですか。

なければ、次にまいります。

通し番号11、よろしいでしょうか。

委員。

(委員)

夏の市内中学生の事件が起こる前に、当施策は審議されております。それを受けての協議であれば違った方向に議論されていたものと思いますので、例えば、現状と課題の中で最後の段落に「引き続き」とありますが、ここの記載内容を変えるなど、より一層、取組を強化するとの姿勢を表現していただきたいと思います。

次に、以前、「暴力排除運動」という単語についてお聞きしたのですが、やはり、暴力排除運動という単語はないように思いますので、再度、担当部局方で御確認をお願いしたいと思います。

(会長)

確認してください。では、よろしいですか。

次にまいります。

施策5「平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる」でございます。

通し番号12、13、14、よろしいですか。

では、次に、通し番号15、原案のとおりとの表現がありませんが、事務局何か説明がありますか。

(事務局)

この部分につきましては、いきいき文化センターの廃止に伴い、いきいき

文化センターの取組にありました「人権啓発の推進」が完了するため、人権啓発の推進については、人権文化課の所管の取組のみとなるものです。

(会長)

取組が1項目だけになるということです。

次に、通し番号16ですが、何かありますか。

委員。

(委員)

重点取組項目として設定することに異論はないですが、「相談体制の整備を図り」との表現から、今までそのような相談体制がなかったのかと誤解されるおそれがないかと懸念しておりまして、それであれば、「新たに」「市長部局に」などの表現を追加していただきたいと思います。

(会長)

ただいまの御意見に対して、何かございますか。

では、そのように検討させていただきます。

(会長)

続きまして、通し番号17ですが、何かありますか。

委員。

(委員)

施策指標及び市民意識の指標について、内心に関する内容であって、指標としてはふさわしくないということは一言申しておきたいと思います。

(会長)

この検討結果のとおりでよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

続きまして、施策7「健康づくりを推進する」、通り番号18ですが、何か

ありますか。委員。

(委員)

施策6について、一言だけお願いします。

施策6「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」で、活動に参加している人のことばかり書いてあるので、参考に参加しない人をどういうふうに引き上げていくのかということを実施指標であったり、重点取組項目の中に反映していくべきであるとの意見を言わせてもらいましたので、認識しておいていただきたいと思います。

(会長)

意見があったということの認識はしているのですか。事務局。

(事務局)

ただいまの御意見ですが、審議会の中で考えなかったのかという御意見に対して、担当部局から回答した後、それ以降何も意見等がなかったため、御理解いただけたものと判断させていただいております。

(会長)

分かりました。

次に、通し番号18、よろしいですか。次にまいります。

通し番号19、特に御意見がございませんでしたら、次にまいります。

通し番号20についてはいかがでしょうか。委員。

(委員)

ここの指標名の表記の仕方ですが、括弧書きを実績値及びめざそう値と合わせた表記にしてはどうかと思います。

(会長)

表記の仕方ですね、皆さん、その方がいいですか。

では、そのように表記の仕方を変えるということでございます。

それでは、次にまいります。

後期基本計画試案の施策8「地域でともに支えあうしくみを充実する」で  
ございます。

通し番号21、22、23、24、25、26、27よろしいですか。特にございません  
ので、次にまいります。

施策9「高齢者の社会参加と自立支援を推進する」で、通し番号28、よろ  
しいですか。

なければ、通し番号29、よろしいですか。

委員。

(委員)

「介護サービスの充実」という項目の中で、医療・介護の連携と、住み慣  
れた地域で安心して暮らせるとの表現から、地域包括ケアシステムを意味し  
ているものと理解すべきだと思うのですが、文末を「介護サービスの充実を  
図ります。」と締めくくると、2025年に向かって地域包括ケアシステムを構  
築するとの大きな目標から少しトーンダウンしているように感じるので、最  
後を「地域包括ケアシステムの構築に取り組む」などの表現に変更してはど  
うかと思えます。

(会長)

委員が言われた内容は、以前、触れていただいておりますか。事務局ど  
うですか。

(事務局)

議事録の方を確認いたしますと、重点取組項目の「地域包括支援センター  
機能の充実」の部分について、御意見を頂いておりますが、施策の展開「介  
護サービスの充実」の本文にある「介護サービスの充実を図ります。」の部  
分についての御意見等はなかったかと思えます。

(会長)

今回初めて出していただいていると。

委員。

(委員)

一つ一つの意見を取りまとめるという手法を否定するわけではないですが1か所変わると、整合を図る意味でもほかの記載も修正する必要があるところが出てくると思います。

(会長)

もちろん、委員がおっしゃることは当然のことで、1か所変えたことによって全体に影響が生じるのであれば、変更する必要があるところも出てくると思いますので、必要に応じて、調整していきたいと思います。

ただ、今の場合、もともと地域包括ケアシステムとの表現が施策の展開で反映されていない中で、文末の「介護サービスの充実を図ります。」との部分は全く変わっておりませんので、そういう意味で、全体への影響というのはどのように指摘されておられるのかなと思います。今回変更した「ネットワークを構築し、一体的なサービスを提供するなど」という表現が入ることによって、他の記載内容にどう影響するのかということをお指摘いただければと思います。「一体的なサービス」との表現が入ることによって「介護サービスの充実」との内容が馴染まないということを意見されているとの理解で良いですか。委員。

(委員)

はい。地域包括ケアシステムという大きなくりの中での介護サービスとの位置付けですから、文章として違和感を感じております。

(会長)

その判断については委員の皆さんにもお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

委員。

(委員)

現状と課題で「医療、介護などを一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築する必要があります。」とあるため、施策の展開にも、地域包括ケアシステムに関する表現が入る方が良いと思いますので、表現として「地域包括ケアシステムの充実を図ります。」として、その中で介護のサービスの充実も図られるというような内容に変更してはどうかと思います。

(会長)

なるほど。そういう御意見でございます。

委員。

(委員)

表題の「介護サービスの充実」を変更してはどうですか。

(会長)

なるほど、「介護サービスの充実」ではなくて、「地域包括ケアシステムの構築」など表現にするとのことですね。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員。

(委員)

それであれば、1つのものに特化しているから表現がおかしいのであって「介護サービスの充実」ではなく、「包括的サービスの充実」はいかがでしょうか。

(会長)

なるほど。では、表題も結論部分も変えるという御意見ですが、ほかに御意見ございませんか。

なければ、もうそのようにさせていただきますが。事務局。

(事務局)

先ほどから文言の修正などの御意見を頂いておりますが、修正するかどうかも含めて、事務局と会長とで調整させていただき、最終的には、会長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(会長)

今、事務局から説明がありましたとおり、委員の皆さんから頂いた御意見については、再度、当局で検討して、そのとおりに変更させていただくか、あるいは、それなりの理由があつて原案のとおりとするか決めていきたいと思ひます。それらの内容については、もう一度委員の皆さんにフィードバックする必要があると思ひますが、その方法について、事務局。

(事務局)

担当部局とも調整させていただき、その中で審議会で出された御意見と違う考え方など、11月9日の2回目の中間答申の審議の際にお示しさせていただきますと思ひます。

(会長)

分かりました。そういうことでございますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

では、次にまいります。

通し番号30、御意見等ございませんでしょうか。

次に、通し番号31、よろしいでしょうか。委員。

(委員)

検討結果ですが、地域包括ケアシステム、地域包括支援センター及び介護保険制度の位置付けからいうと、介護保険制度の中に地域包括支援センターがあるので、まるで逆であるかのように記載されており、理解しがたい内容

となっているので、検討していただければと思います。

(事務局)

担当部局とも何度も調整した上で、この検討結果となったものですが、分かりにくいとのことであれば、再度検討せざるを得ないと考えております。

(会長)

では、もう一度フィードバックをするということによろしいですか。

ただし、基本的にはこの検討結果でお願いしたいということですので、ほかの委員さんから御異議がなければ、これで決定したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次、通し番号32、33、34、よろしいですか。

では、続きまして、施策10「障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する」でございます。通し番号35、36、よろしいですか。

では、続きまして、通し番号37、事務局何か説明ありますか。

(事務局)

施策指標「居宅介護（ホームヘルプ）のサービス利用量」ですが、第4期障害福祉計画との整合性を図るとともに、平成30年度以降の伸び率を毎年2パーセント程度と見込みまして、めざそう値を12,000時間に変更したものでございます。

(会長)

次の通し番号38も同じ内容ですか。

(事務局)

同じく、施策指標の「移動支援（ガイドヘルプ）のサービス利用量」ですがこちらにつきましても第4期障害福祉計画との整合性を図るということで平成30年度以降の伸び率を毎年2パーセント程度と見込み、めざそう値を102,000時間に変更したものでございます。

(会長)

続きまして、施策11「子育てしやすい環境を整備する」に入ります。

通し番号39、40、41、42、よろしいですか。

続きまして、通し番号43、よろしいですか。委員。

(委員)

内容については、特に異論はございませんが、表現として「支援を行い」の後に「子育て支援の充実を図ります」と「支援」が2回続いておりますので修正した方が良いと思います。

(会長)

例えば、「更なる充実」などの表現が良いですか。

(委員)

例えばですけども、「切れ目のないサービスを提供することで更なる子育て支援」など、「支援」と別の内容を使用した方が良いのではないかと思います。

(会長)

「支援」という言葉は二度使わないということですね。

今の御意見について、ほかの委員の皆さんはどうですか。御異議ございませんか。

なければ、そのようにさせていただきます。

委員。

(委員)

審議会の意見として、在宅で子育てされている方々への支援に関する取組ということで、この項目が増えたと理解して良いですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(会長)

では、次にまいります。

通し番号44、御意見等ございますか。委員。

(委員)

文章の表記ですが、現状は「子育て支援グループなどの活動を通じて」とあり、そのグループなどの活動というのがメインになってしまうような感じがしますが、そうではなく、地域で子育てを支えるということが重要であるということであれば、「支援グループの活動など」としてはどうですか。

(会長)

支援グループだけではなくて、ほかの活動もあるので、活動に「など」を追記するということですね。

委員の皆さん、御異議ございませんか。

なければ、そのように変更します。

では、次、通し番号45にまいります。何か御意見等ございませんか。

委員。

(委員)

保育所の待機児童について、年度途中では待機児童が出るので、それを減らすというような方向での指標を検討していただければと思いますので、意見として申し上げます。

(会長)

では、次に、通し番号46、47、よろしいでしょうか。

次に、施策12「安心できる環境衛生を確保する」に入ります。

通し番号48、49、50、51よろしいでしょうか。

なければ、続きまして、施策13「就学前教育を充実する」でございます。  
通し番号54ですが、事務局、説明してください。

(事務局)

検討結果のところ太字がないということで分かりにくいかと思いますが、  
「特色ある幼稚園づくりを行うなど」という部分を削除したということですので、よろしくお願ひします。

(会長)

削除の結果、このような形になったということですね。よろしいですか。  
では、通し番号55、何か御意見等ございますか。委員。

(委員)

施策名に就学前教育とある一方、施策の展開が幼稚園づくりとあり、公立幼稚園に係る内容となっておりますので、公立・私立幼稚園、保育所、在宅などを含めた就学前教育全体を充実させるようにする必要があるのではないかと指摘させていただいたかと思っておりますので、文末を「幼稚園づくり」とせず、「就学前教育」とした方が、施策全体の内容として合っているのではないかと思います。

(会長)

「幼稚園づくり」との表現を「就学前教育」に変更するということがございますが、いかがでしょう、御異議ございませんか。委員。

(委員)

表題も合わせて変更した方が良くと思います。

(会長)

なるほど。事務局、何かありますか。

(事務局)

前回の審議会の際に御指摘をいただきまして、単純に「特色ある幼稚園づくり」ということで締めますと、幼稚園のことのみになってしまいますので今回入れさせていただいた「未就園児との交流の場の提供など」という内容が1つの取組として、幼稚園に通わない方についても、こういった交流の場を設けるということで、就学前教育という観点も加味した内容とさせていただいたものでございます。

(会長)

委員、どうですか。

(委員)

この部分については、今回の後期基本計画で、前期基本計画から分けてつくられた施策でもありますので、公立幼稚園という限られた対象だけを指しているのであれば、分割した意図が見えないものと考えます。

(会長)

委員の皆さんの御異議なければ、一旦持ち帰って、再度提示させていただくということにいたします。

では、次にまいります。

通し番号56、事務局説明してください。

(事務局)

次に、通し番号56、中間答申の29ページでございますが、現状と課題でございますけども、「小中一貫教育12学園構想」の12学園構想を削除し「小中一貫教育」に変更します。

また、その次のページになりますが、施策の展開におきましても同じく、「小中一貫教育」に変更いたします。

また、重点取組項目の取組概要の部分につきましても、小中一貫教育における取組による成果を踏まえた中で、今後もより一層推進していくものとし

ているため、「これまでの小中一貫教育の成果や国における小中一貫教育の制度化を踏まえ」と変更いたします。

(会長)

こういう形で検討させていただいたということでございます。よろしいですか。委員。

(委員)

推進する中で成果が表れているというのは、小中一貫校だから成果が表れたのかどうか、その因果関係についても含めて、是非、教育委員会の方から成果というものを見せてもらう必要があると思います。それを確認しておかないと、この記載内容で良いか疑問に思います。

(会長)

ほかに御異議がなければ、この検討結果のとおりということで決めさせていただきたいと思います。それでよろしいですか。

では、進めさせていただきます。

次に、通し番号59について、何か御意見等ございませんか。委員。

(委員)

重点取組項目については要望書も出ており、「小中一貫校の設置」という書き方そのものについても問題があるのではないかと考えており、また、「設置を進めます」ということまで踏み込んで記載して良いのかということについては、要検討だと思います。

(会長)

「小中一貫校の設置を進めます」という表現について、ほかに何か御意見ありますか。これでよろしいですか。委員。

(委員)

前回の審議会で議論はさせていただいたという認識はあります。

(会長)

それでは、この検討結果ということで進めさせていただいて、よろしいですか。

御異議なければ、そのように進めさせていただきます。

次に、通し番号60、61、よろしいでしょうか。

では、通し番号62、よろしいでしょうか。委員。

(委員)

点数だけが指標化されてしまうということについては、寝屋川市は子どもたちを健やかな心・体と、様々なところで生きる力を育成すると言っている中で問題であると思っております。今回、原案のとおりということになりましたが、本当にこの指標だけを取り上げることが学ぶ力を育成することになるのか疑問に思います。

(会長)

何かほかにございませんでしょうか。原案のとおりでよろしいですか。

では、原案のとおりということでございます。

では、続きまして、通し番号63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、何か御意見等ございますでしょうか。

では、施策16「青少年の健全育成を推進する」に入ります。

通し番号75、76、77、何か御意見等ございますでしょうか。

なければ、続きまして、通し番号78、79、80、81、82、何か御意見等ございますでしょうか。委員。

(委員)

この80と81は原案どおりではなくて、取組概要が変更されております。

(会長)

そうですね。

事務局、認識できましたか。

(事務局)

次のページにある通し番号84において取組概要を変更しており、こちらの項目についてもそのように記載すべきでありましたが、原案のとおりと誤って記載したということでございます。

(会長)

分かりました。

では、次にまいります。通し番号83、84、85、86、87、88、89、90、よろしいですか。

続きまして、通し番号91について、事務局説明してください。

(事務局)

こちらにつきましては、平成26年度の実績値に毎年1パーセント増を見込んで、めざそう値を79,300人に変更させていただきたいということでございます。

(会長)

よろしいですか。

では、通し番号92、93、94、95、よろしいでしょうか。

なければ、次に、施策20「国内外の交流を推進する」に入ります。

通し番号96、97、98よろしいですか。

以上で、本日の審議は終了させていただきます。ただ、御意見をいただいた内容につきましては、改めて確認をさせていただきたいと思いますので、事務局において取りまとめた上で、検討結果を改めて委員の皆さんにお示しするというところでよろしいですか。

(事務局)

先ほどいただきました御意見等につきましては、文言の修正等、その他、担当部局と調整した上で会長と調整させていただき、次回、11月9日の審議会でお示しさせていただきたいと思っております。

(会長)

では最後に、その他として、次回の日程についてお知らせ申し上げます。

今回は、11月9日月曜日、午後3時から、場所は、本日と同じ議会棟4階第1委員会室での開催となります

万が一、現時点で御都合が悪い委員がおられましたら、会議終了後に事務局までお知らせください。また、本日以降に予定等が入り欠席となられる場合につきましても、確定された時点で事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回は、本日の続きといたしまして、施策21「計画的なまちづくりを推進する」から施策41「市民サービスを充実する」まで審議を進めてまいりたいと考えております。

(委員)

資料はいつ頃頂けますか。

(会長)

事務局、資料の提示される時期について説明してください。

(事務局)

11月4日、5日ぐらいには提示できるように努めてまいります。

(会長)

委員の皆さんには、大変御苦勞おかけして申し訳ございませんが、是非とも御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、第7回寝屋川市総合計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。